

処 分 の 名 称	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号）第 37 条の 2 第 1 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条及び第 37 条の 2 第 3 項 ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年 3 月 10 日通商産業省令第 11 号）第 14 条及び第 52 条から第 55 条まで ・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 123 号） ・ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 17 日通商産業省告示第 127 号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成 30 年 11 月 14 日経済産業省告示第 220 号）
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10 条及び第 11 条の運用及び解釈について（平成 29 年 3 月 31 日 20170316 商局第 10 号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成 30 年 11 月 14 日 20181105 保局第 5 号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成 31 年 3 月 15 日 20190308 保局第 5 号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 2 月 25 日 20210203 保局第 1 号）
標準処理期間	20 日